

市立ひらかた病院産業廃棄物収集運搬処理業務委託仕様書

1. 業務内容

当院の指定する場所から産業廃棄物（専用容器）等を収集し、院外に搬出の上、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準及びその他関係法令に基づき、当該廃棄物を適正に処理するものとする。

2. 業務場所

引き取り場所 市立ひらかた病院 枚方市禁野本町2丁目14番1号
地下サービスヤード（※車両高さ2.9mの制限あり）ゴミ庫

3. 業務期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日

4. 収集内容

収集運搬・処分の対象になる産業廃棄物等は、①金属類、②飲料用缶・ビン・ペットボトル類、③プラスチック類、④ガラス類、⑤粗大ごみ、とする。

5. 収集頻度及び排出予想量

廃棄物の収集頻度・排出量は、概ね以下のとおりである。

種類	収集頻度	排出予想量
①金属類	月 2回程度	年間約 2Kg
②缶・ビン・ペットボトル類	月 12回程度	年間約 262 m ³
③プラスチック類	月 2回程度	年間約 235 m ³
④ガラス類	年 2回程度	年間約 10kg
⑤粗大ごみ	年 2回程度	年間約 22 m ³

但し、排出量の増減に応じ収集回数を調整すること。また、収集日時は別途協議する。

上記排出量はあくまでも目安であって、取引を保証する分量ではありません。

6. 処理確認

産業廃棄物を処理した場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を総務課に提出し、それをもって適正に処理したことの確認をするものです。

7. 見積方法（下記金額及び単価をそれぞれ消費税込みで記入のこと）

- (1) ①、④については Kg 当たりの単価
- (2) ②、③、⑤については 1 立方メートル当たりの単価

8. 支払方法

月末締めの翌月末払

（各月の件数を集計し、それぞれの単価を乗じた金額を、翌月 10 日までに総務課に請求するものとする。）

9. その他

- (1) 業務上の細部については、双方協議のうえ定めるものとする。
- (2) 本業務に係る運搬に使用する車両については、自動車 NOx・PM 法による車種規制適合車等を使用すること。
- (3) マニュフェスト用紙については受注者で用意すること。
- (4) 本業務においては、本市指名業者が収集・運搬・処分まで一貫して履行するものとする。
- (5) 業務遂行に必要な資機材・書類等は受注者負担とする。